

# 西中国信用金庫

## 〈懸賞付き定期積金〉商品概要説明書

令和8年 5月 1日現在

1. 商品名	・懸賞付き定期積金【愛称：信ちゃん積金】
2. 取扱期間	・令和8年5月1日（金）より令和9年3月31日（水）まで
3. 取扱店舗	・インターネット支店を除く全店舗
4. 販売対象	・個人のお客さま（個人事業主を含みます）
5. 期間	・3年、4年、5年のいずれか
6. 預入	
預入方法	・一定の掛金を一定期間、毎月掛込みます。
預入金額	・10,000円以上
預入単位	・1,000円単位
7. 払戻方法	・満期日以降に一括してお支払いします。
8. 給付補填金	
適用利率	・固定金利 （預入時の店頭表示の利率を約定金利として満期日まで適用します。）
支払時期	・満期日以降に一括してお支払いします。
計算方法	・給付補填金は付利単位を100円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
9. 税金	・給付補填金には、「利子所得」として源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（マル優のご利用はできません。） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
10. 付加できる特約事項	・当座預金、普通預金等からの自動振替による掛込みができます。
11. 懸賞内容	・契約掛込期間に応じて次の懸賞品を抽選で進呈 ①5年未満：カタログギフト3,000円相当 ②5年：カタログギフト6,000円相当
12. 抽選の対象者	・令和9年5月31日を第一回目の基準日として、毎年5月31日現在で契約があるお客さま。なお、5月に満期を迎えるお客さまも対象となります。
13. 抽選番号	・信ちゃん積金の契約店舗の店番+口座番号を抽選番号とします。 ・掛込金額10,000円を1口とし、10,000円増加ごとに抽選口数が増加します。
14. 抽選時期	・初回：令和9年6月15日 ・以降：毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日となります） ※6月15日は「信用金庫の日」です
15. 当選番号の発表	・当選番号は抽選日の翌営業日以降に店頭掲示および当金庫ホームページに掲載します。

16. 当選通知方法 および懸賞品 のお渡し方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当選されたお客さまへの当選通知ならびに懸賞品のお渡しは、本定期積金ご契約者本人宛にさせていただきます。</li> <li>・ 懸賞品のお渡しは、抽選日の翌月以降、順次送付いたします。</li> </ul>
17. 中途解約時 の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抽選日の前月末までに解約した場合（満期解約を除きます）は、抽選番号は失効となります。</li> <li>・ ①契約期間中に記載の掛込総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、②満期日前に解約される場合には払込日から解約日の前日までの期間について、以下の期限前解約利率により利息相当額を計算し、積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>A 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解約日おける普通預金利率</li> </ul> </li> <li>B 初回払込日から①の場合は満期日、②場合は解約日までの期間が1年以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約定年利回り×60%（小数点第4位以下は切り捨てます。）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
18. その他特典	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信ちゃん積金の満期金を定期預金へお預入れされるお客さまは、預入時の店頭表示のスーパー定期または大口定期預金1年ものの利率を基準金利とし、0.30%の金利を上乗せした「信ちゃん定期預金」のお預入れが可能です。なお、同定期積金の満期解約日から1か月以内のお預入れに限ります。</li> <li>・ お預入れ金額は信ちゃん積金の満期金が上限となります。</li> <li>・ 自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期または大口定期1年ものの店頭表示の利率を適用します。</li> </ul>
19. 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</li> </ul>
20. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-67-5563）にお申出ください。</li> <li>・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</li> </ul>
21. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掛込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）による遅延利息をいただきます。</li> <li>・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・ この預金は、「定期積金（スーパー積金）規定」によりお取扱いします。</li> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険制度に基づき元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</li> </ul>